自律的労使関係の確立・協約締結権に関する主要な論点：相関図（素案・未定稿）

資料8

（注）論点整理表の論点をそのまま分類したものであり、全体を俯瞰・整理した上での再構成はありうる。

【骨格の論点】　【骨格の論点に付随する論点】　【その他の論点】

Ⅰ　議会制民主主義、財政民主主義との関係で勤務条件に関する国会の法律による関与をどのように考えるか

何を交渉するか

- 憲法の規定との関係【論点1(1)(2)(3)】
- 給与、勤務時間等の決定原則【論点3(1)】
- 勤務条件の同一性の範囲（平等取扱原則との関係）【論点1(6)②】
- 勤務条件の範囲（管理運営事項との関係）【論点2(2)】
- 交渉事項、協約事項、法定事項の範囲と相互の関係【論点2(1)】
- 法定事項の範囲【論点4(1)】

どのように交渉するか

- 給与交渉の交渉事項・スケジュール【論点3(3)】
- 複数団体との交渉の在り方【論点5(6)】
- 国家公務員の交渉システム【論点5(1)(2)(3)】

Ⅲ　労使間で合意した協約の内容を、公務員の勤務条件にどう反映させるか（＝協約の効果とは？）

どう決定するか

- 公務員任用の性格【論点1(6)①】
- 同一勤務条件の確保措置【論点5(7)】
- 協約締結権が付与されない職員の勤務条件の取り扱い【論点11(1)～(4)、5(8)】
- 特別職国家公務員【論点14】
- 交渉当事者たる職員団体の範囲【論点5(4)】
- 交渉不調の場合の調整システム【論点6(1)】
- 少数団体の取扱い【論点5(5)】
- 阻害行為（団交拒否等）の保護システム【論点7】

（ある程度独立した検討が可能な論点）

- 協約締結権を付与する職員の範囲【論点10】
- 労使協議制【論点13】
- 苦情処理システム【論点15】

Ⅱ　市場の抑止力が働かないこと、究極の使用者が国民であることを前提とした場合、「労使」（職員団体・当局）で合意されたものが「適正な勤務条件」であることを担保する措置の必要性についてどう考えるか

どうチェックするか

- 法律・予算に影響する協約の締結手続・効力発生要件【論点4(3)】
- 給与交渉の参考指標【論点3(2)】
- 国会・議会への説明・報告事項の範囲【論点4(2)】
- 労使関係の透明性の向上【論点9(1)(2)】

【骨格の論点に関する検討を見据えながら検討する論点】

- ILO条約等との関係【論点1(4)】
- 公務員法制と労働法制の関係【論点12(1)(2)】
- 国における使用者機関【論点8(1)(2)】
- 〈第三者機関に係る論点〉
  - 代償措置（人勧等）の評価【論点1(5)】
  - 交渉不調の場合の調整機関【論点6(2)】
- 地方公務員に関する論点【論点16(1)～(6)】
- 新制度への円滑な移行【論点17】